二〇五　リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二五　三

二〇六　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二八　二

○財務省

二五五―二五七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　177　六

二五八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　六　177　六

二五九　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　177　八

二六〇―二六一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　177　八

二六二―二六九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　177　八

二七〇―二七一　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　179　一二

二七二―二七四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　七　179　一三

二七五　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二八　三

二七六　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの輸入数量を告示する件　三一　四

二七七　平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三一　四

二七八　平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　四

二七九　平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三一　四

二八〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三一　197　一九

○財務省、農林水産省

二〇　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　三

二一　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　三

二二　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　三

○文部科学省

二二五　文化財を登録有形文化財に登録する件　四　175　一

二二六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　五　176　五

二二七　国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例　一九　三

二二八　重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件　二六　五

二二九　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件の一部を改正する件　二七　三

二三〇　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　二七　三

二三一　平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件　二七　三

二三二　文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部を改正する件　三一　197　二一

○文部科学省、厚生労働省

三　遺伝子治療臨床研究に関する指針を廃止する告示　一二　182　三

○文部科学省、経済産業省

五　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十七年度予算に係る特定補助金等を指定した件　二八　195　六

○厚生労働省

三四一　クレーン等安全規則第二百二十四条の四第二項第四号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件　四　三

三四二　安全衛生特別教育規程の一部を改正する件　五　九

三四三　医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体　六　三

三四四　遺伝子治療等臨床研究に関する指針　一二　182　三

三四五　次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づく次世代育成支援対策推進センターの指定を取り消した件　一四　三